

公的研究費等の運営・管理における責任体制

公的研究費等の運営・管理における責任体制が、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則(機構規則第 121 号 平成 27 年 1 月 26 日制定)(以下「取扱規則」という。)により、次のとおり定められました。

各責任者等	職名	備考
最高管理責任者	国立高等専門学校機構理事長	取扱規則第 4 条
総括管理責任者	国立高等専門学校機構総務担当理事	取扱規則第 5 条
コンプライアンス推進責任者	和歌山工業高等専門学校校長	取扱規則第 6 条
コンプライアンス推進副責任者	和歌山工業高等専門学校知能機械工学科 主任	取扱規則第 6 条第 3 項に基づき任命
コンプライアンス推進副責任者	和歌山工業高等専門学校電気情報工学科 主任	取扱規則第 6 条第 3 項に基づき任命
コンプライアンス推進副責任者	和歌山工業高等専門学校生物応用化学科 主任	取扱規則第 6 条第 3 項に基づき任命
コンプライアンス推進副責任者	和歌山工業高等専門学校環境都市工学科 主任	取扱規則第 6 条第 3 項に基づき任命
コンプライアンス推進副責任者	和歌山工業高等専門学校総合教育科 主任	取扱規則第 6 条第 3 項に基づき任命
コンプライアンス推進副責任者	和歌山工業高等専門学校技術支援室長	取扱規則第 6 条第 3 項に基づき任命
コンプライアンス推進副責任者	和歌山工業高等専門学校事務部長	取扱規則第 6 条第 3 項に基づき任命

※研究不正に対する取組事項については、下記ホームページ((独)国立高等専門学校機構ホームページ)をご覧ください。

<https://www.kosen-k.go.jp/about/release/kenkyuufusei.html>